#### 学校法人浪速学院役員及び評議員の退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浪速学院の役員(理事長、理事及び監事を含む)及び評議員が退任(解任及び死亡した場合を含む。以下同じ)した場合の退職慰労金の支給について定めることを目的とする。

### (退職慰労金の支給、算出方法等)

- 第2条 役員及び評議員が退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。
  - 2 常勤の理事長の退職慰労金は、その職を退任した日のその者の報酬年額を基準報酬額とし、その額に 100 分の 25 の割合で乗じ、在任年数を乗じて得た額に理事会が 0.0 から 3.0 の範囲内でその功績に応じて決定する率(功績率)を乗じて得た額とする。
    - ・退任時の報酬年額×25/100×在任年数×功績倍率=退職慰労金
  - 3 常勤の理事の退職慰労金は前2項の算出方法に準じて支給する。
  - 4 前 2 項及び 3 項の在任年数は理事長及び理事へ就任した月から起算し、退任 の月までとし在任年数の計算において、1 年未満は月割り計算とする。
  - 5 理事・監事の退職慰労金は、1 期任期満了退任時に5万円を支給し、引き続き 理事・監事に就任した場合は、最終退任時に5万円に任期満了期回数を乗じた 金額を支給する。
  - 6 評議員の退職慰労金は、任期満了ごとに3万円を支給する。
  - 7 本人の指定する本人名義の金融機関に口座振込、または現金により支給する。

#### (功労加算金)

第3条 在任中に功労のあった役員に対しては、退職慰労金の基準額の30%の範囲内において功労加算金として支給することがある。

#### (死亡のときの取扱い)

第4条 役員及び評議員が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。

#### (退職慰労金の最高限度額)

- 第 5 条 第 2 条 2 項の規定により計算した退職慰労金の額が、役員の退任の日における報酬年額に 10 を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職慰労金の額とする。
  - 2 最高限度額には第3条の功労加算金を含まない。

### (支給時期)

第6条 退職慰労金は、業務の引継ぎを完全に終了させ、かつ、学校法人に対して返済 すべき債務があるときはその債務を返済した日から、2ヶ月以内に一時金として 支給する。

# (相談役・顧問)

第7条 この規程は、退職した役員を相談役または顧問及びそれに準じて任用し、相当額の報酬を支払うことを妨げるものではない。

# 附則

- 1. この規程は、平成22年12月10日から施行する。
- 2. この規程の改正(法人名称変更による)は、平成23年4月1日より施行する。
- 3. この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- 4. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 5. この規程は、令和2年4月1日から施行する。